

割賦販売法について

(後払い)

平成22年5月

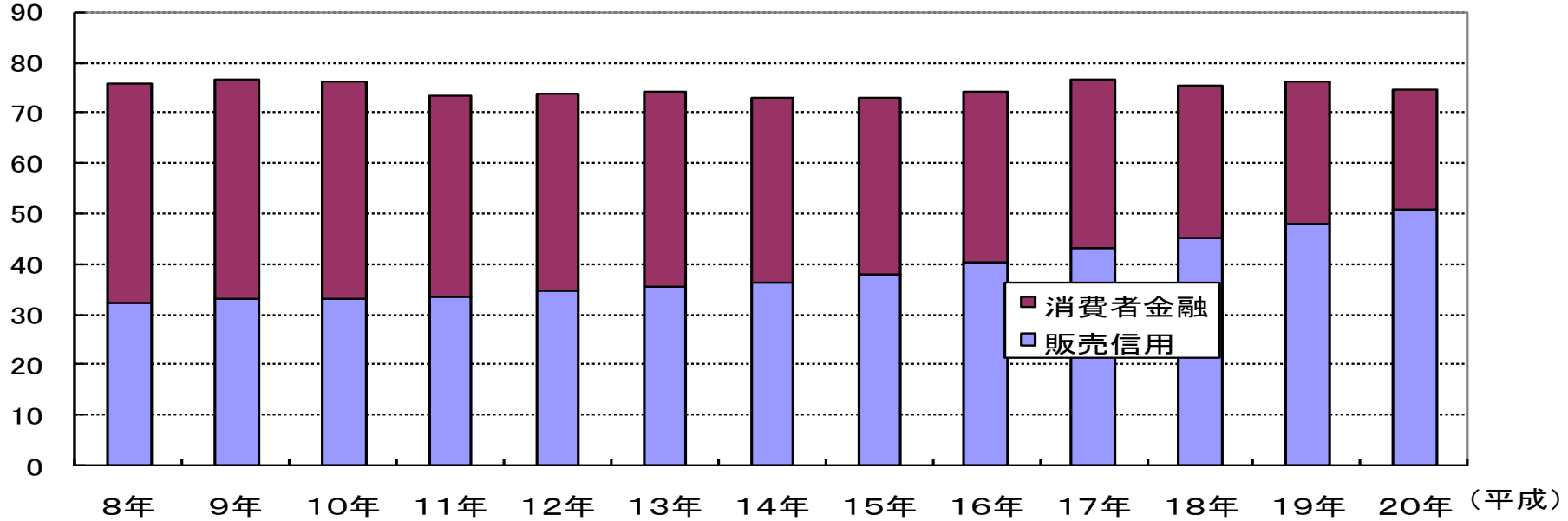
経済産業省

商務流通グループ取引信用課

1. 消費者信用の市場動向

消費者信用供与額と前年比の推移

(兆円)

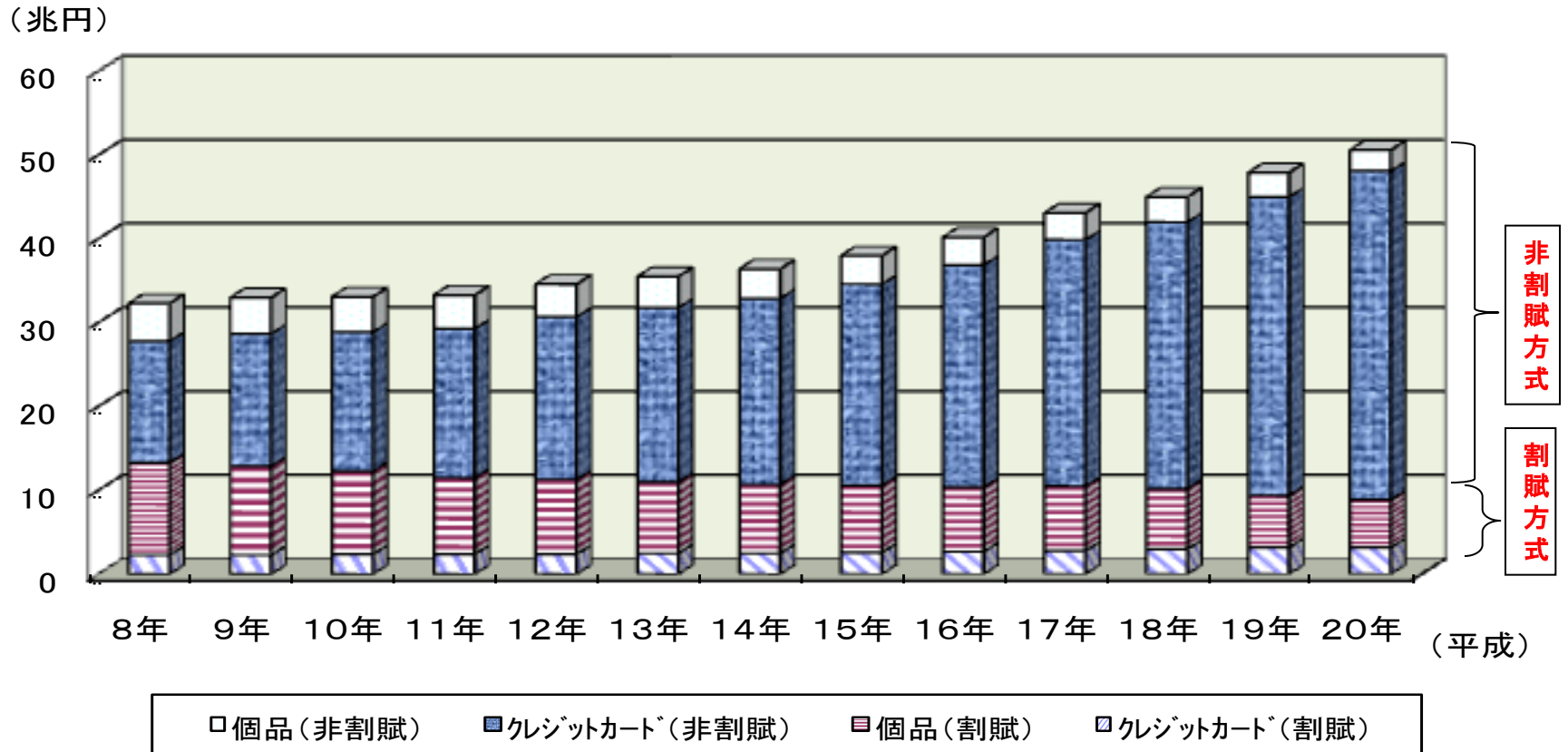


(単位: 億円、%)

	平成8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
消費者信用供与額	756,177	765,205	760,811	731,252	735,868	740,963	728,225	730,147	741,417	765,056	753,439	759,850	744,468
前年比	3.8%	1.2%	-0.6%	-3.9%	0.6%	0.7%	-1.7%	0.3%	1.5%	3.2%	-1.5%	0.9%	-2.0%
うち販売信用	322,020	330,416	330,469	332,667	346,490	355,015	363,459	379,301	401,945	430,347	449,856	478,358	506,955
前年比	7.1%	2.6%	0.0%	0.7%	4.2%	2.5%	2.4%	4.4%	6.0%	7.1%	4.5%	6.3%	6.0%
うち消費者金融	434,157	434,789	430,342	398,585	389,378	385,948	364,766	350,846	339,472	334,709	303,583	281,492	237,513
前年比	1.4%	0.1%	-1.0%	-7.4%	-2.3%	-0.9%	-5.5%	-3.8%	-3.2%	-1.4%	-9.3%	-7.3%	-15.6%

(出典)(社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計22年版」

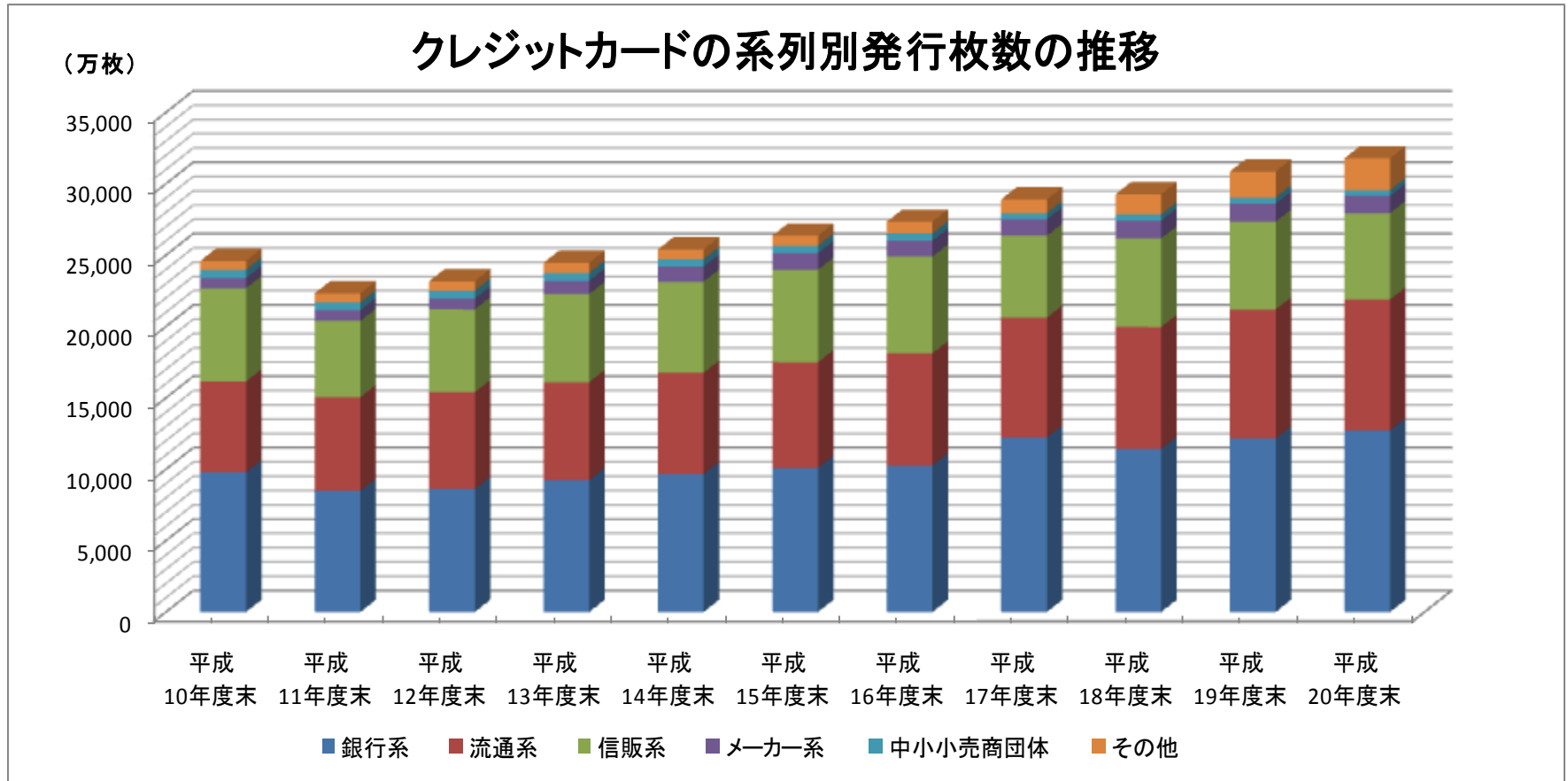
販売信用供与額の推移とその内訳



(出典)(社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計22年版」

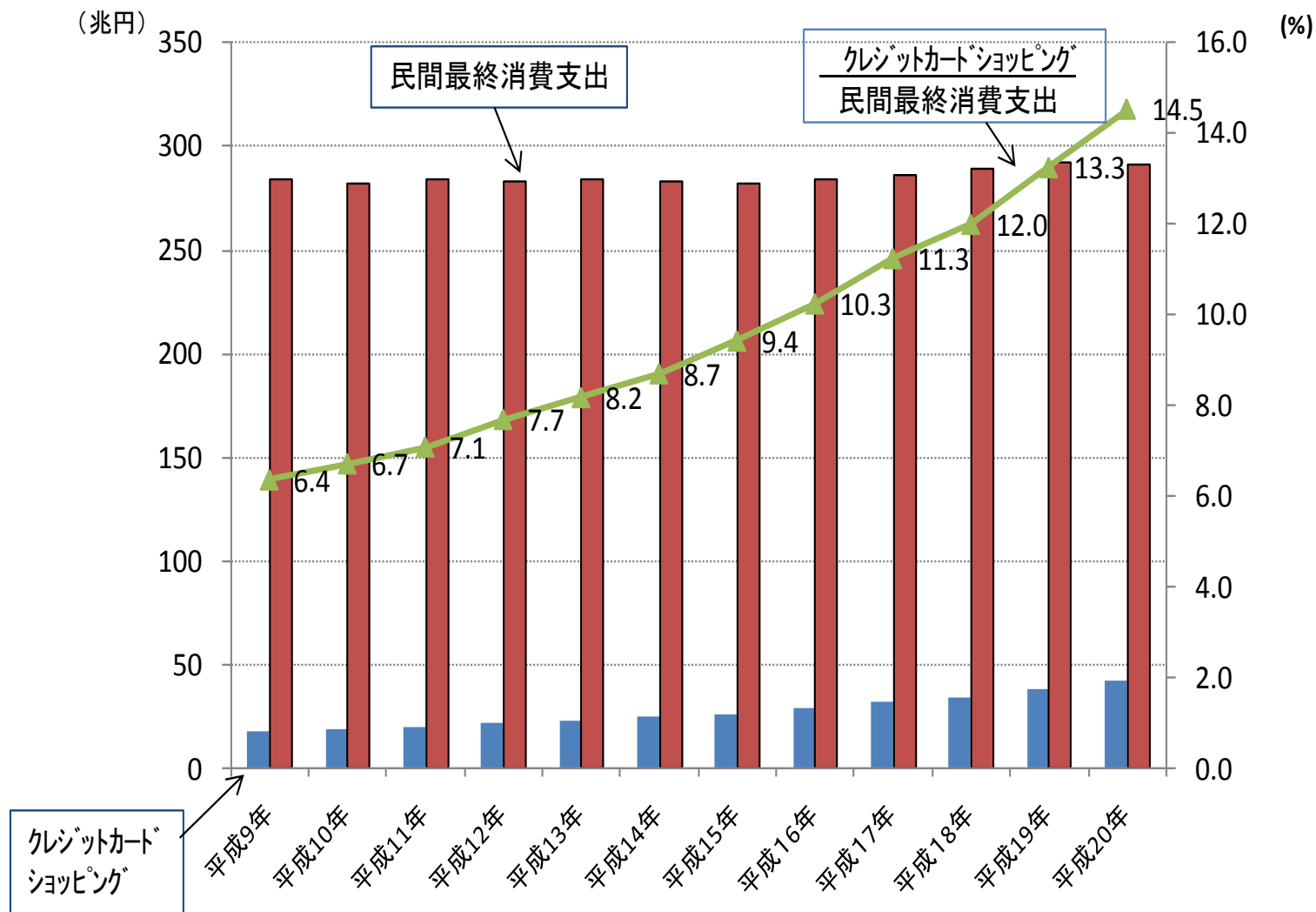
※ 「個品割賦」とは、クレジットカードを使わず、商品を購入するごとに、その都度与信契約を結び、分割払い返済を行うもので、自動車ローンや高額家電製品のクレジットなどが代表例。

クレジットカード発行枚数の推移



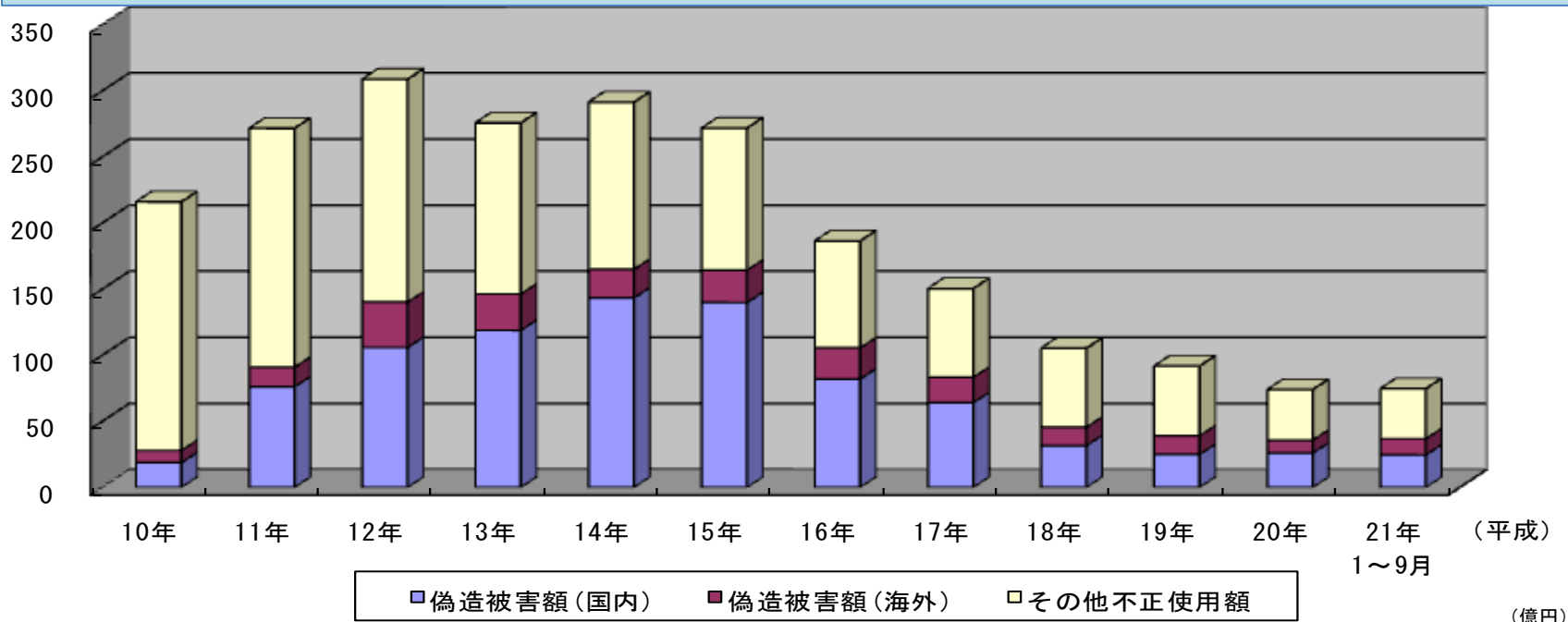
(出典)(社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計22年版」

民間最終消費支出に占めるクレジットカードショッピングの推移



クレジットカード不正使用被害の推移

(億円)



(億円)

	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年 1~9月
不正使用被害額 (指数)	216 (100)	271.7 (126)	308.7 (143)	275.7 (128)	291.4 (135)	271.8 (126)	186.4 (86)	150.4 (70)	105.3 (49)	91.8 (43)	74.0 (34)	74.7 (35)
偽造被害額 (構成比)	28 (13.0)	91 (33.5)	140.2 (45.4)	146.4 (53.1)	165 (56.6)	164.4 (60.5)	105.6 (56.7)	83.4 (55.5)	45.6 (43.3)	39.1 (42.6)	35.8 (48.4)	36.9 (49.4)
偽造被害額(国内) (構成比)	18.8 (67.1)	76.2 (83.8)	105.9 (75.5)	118.9 (81.2)	143.4 (86.9)	139.9 (85.1)	82.1 (77.7)	64.2 (77.0)	31.7 (69.5)	25.0 (63.9)	26.0 (72.6)	24.6 (66.7)
偽造被害額(海外) (構成比)	9.2 (32.9)	14.7 (16.2)	34.4 (24.5)	27.5 (18.8)	21.6 (13.1)	24.5 (14.9)	23.5 (22.3)	19.2 (23.0)	13.9 (30.5)	14.1 (36.1)	9.8 (27.4)	12.3 (33.3)
その他不正使用額 (構成比)	188.0 (87.0)	180.7 (66.5)	168.5 (54.6)	129.3 (46.9)	126.4 (43.4)	107.4 (39.5)	80.8 (43.3)	67.0 (44.5)	59.7 (56.7)	52.7 (57.4)	38.2 (51.6)	37.8 (50.6)

1. (出典)(社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計22年版」(社)日本クレジット協会の調査による。)

2. 調査対象は、国際ブランドカードを発行している会社を中心に、銀行系カード会社、信販会社、流通系クレジット会社、中小小売商団体等である。

3. 回答社数は41社である。なお、銀行系カード会社はFC/BC、並びに日本専門店会連盟、エヌシー日商連の各単会は、ブランド会社、連盟単位で1社としている。

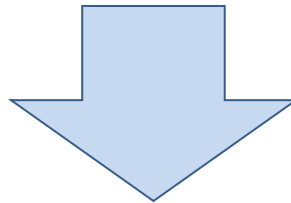
4. 集計数字は、調査票提出会社の不正使用被害額を加算合計したものである。

2. 割賦販売法の概要

(目的、沿革、割賦販売(自社割賦)など)

割賦販売法の趣旨

なぜ、法律で消費者保護ルールを設ける必要があるのか？

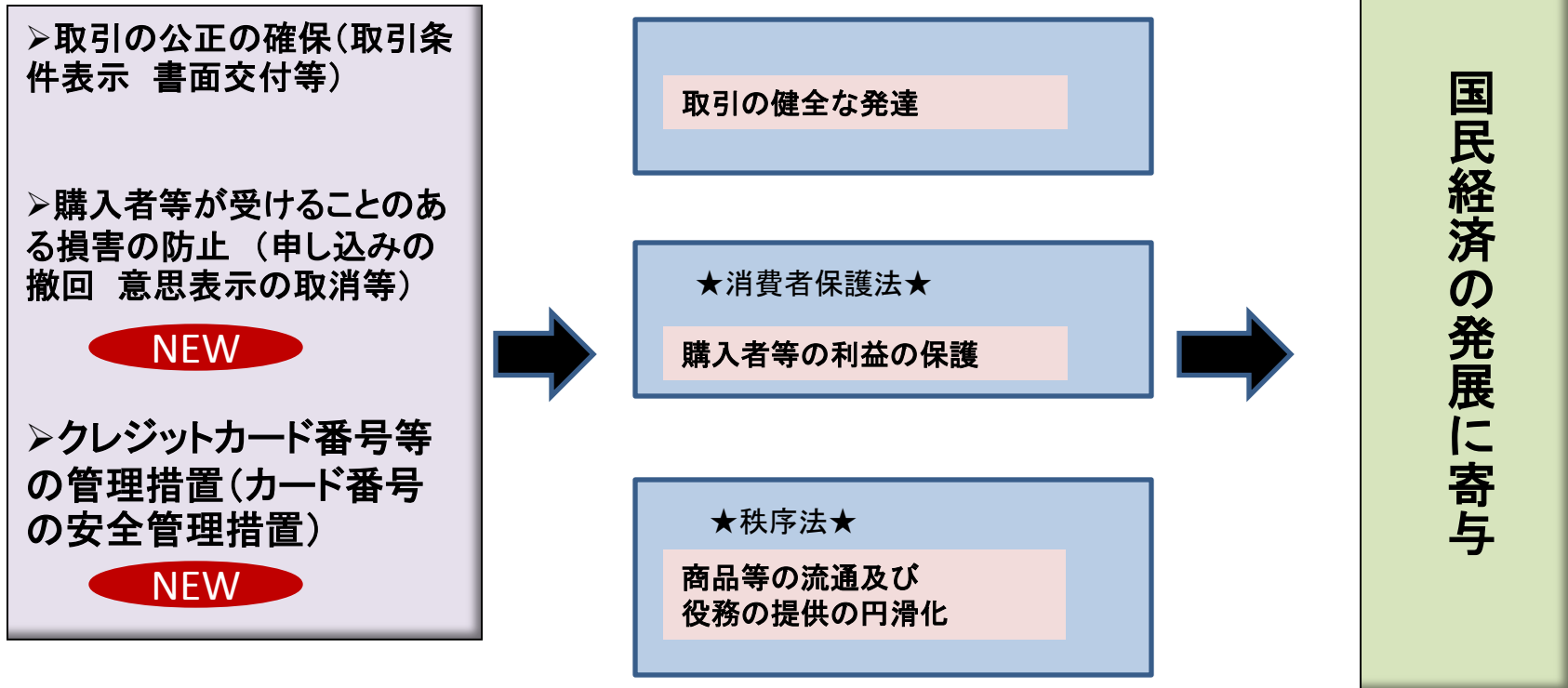


- 初回の支払いが少額で済むので勧誘に対する消費者の抵抗が少ない
- 後払いのために支払総額などが消費者に見えにくい
- 消費者は、販売店、クレジット会社とそれぞれ別の契約を結ぶ(複雑)

これらの特性から消費者トラブルが起こりやすい!!

割賦販売法の目的

【第1条】



割賦販売法の沿革

1961年 割賦販売法の制定 割賦流通秩序の確立を目的

(昭和36年) 割賦販売条件の明示・書面の交付、契約の解除等の制限、所有権の推定、標準条件の公示、前払式割賦販売業者の登録等。

1968年改正 前払式割賦販売の拡大(マシンから家電、家具、楽器等)に伴う問題等への対応

(昭和43年) 登録制を許可制に強化等

1972年改正 消費者保護、友の会・互助会への対応

(昭和47年) 開示のルール強化。クーリング・オフ制度の創設。前受金保全措置の強化。適用範囲の拡大(ローン提携販売、前払式特定取引を対象。割賦購入あっせんにつきカード等に拡大)等。

(1976年(昭和51年) 訪問販売法の制定)

1984年改正 販売信用の拡大と取引形態の多様化への対応

(昭和59年) 割賦購入あっせんに対し、開示ルール等の消費者保護ルールの適用。抗弁権の接続に関する規定の創設等。

1999年改正 継続的役務のトラブル、金銭消費貸借契約によるトラブルへの対応

(平成11年) 役務・権利の規制対象への追加。割賦購入あっせんの定義の明確化等。

2000年改正 内職・モニター商法のトラブル、インターネット等による割賦販売の多様化への対応

(平成11年) カードレス取引の規制対象化、業務提携誘因販売取引に対する消費者保護規制の適用

(2000年(平成11年) 訪問販売法が改正され特定商取引法に)

2004年改正 マルチ商法等による消費者トラブルへの対応

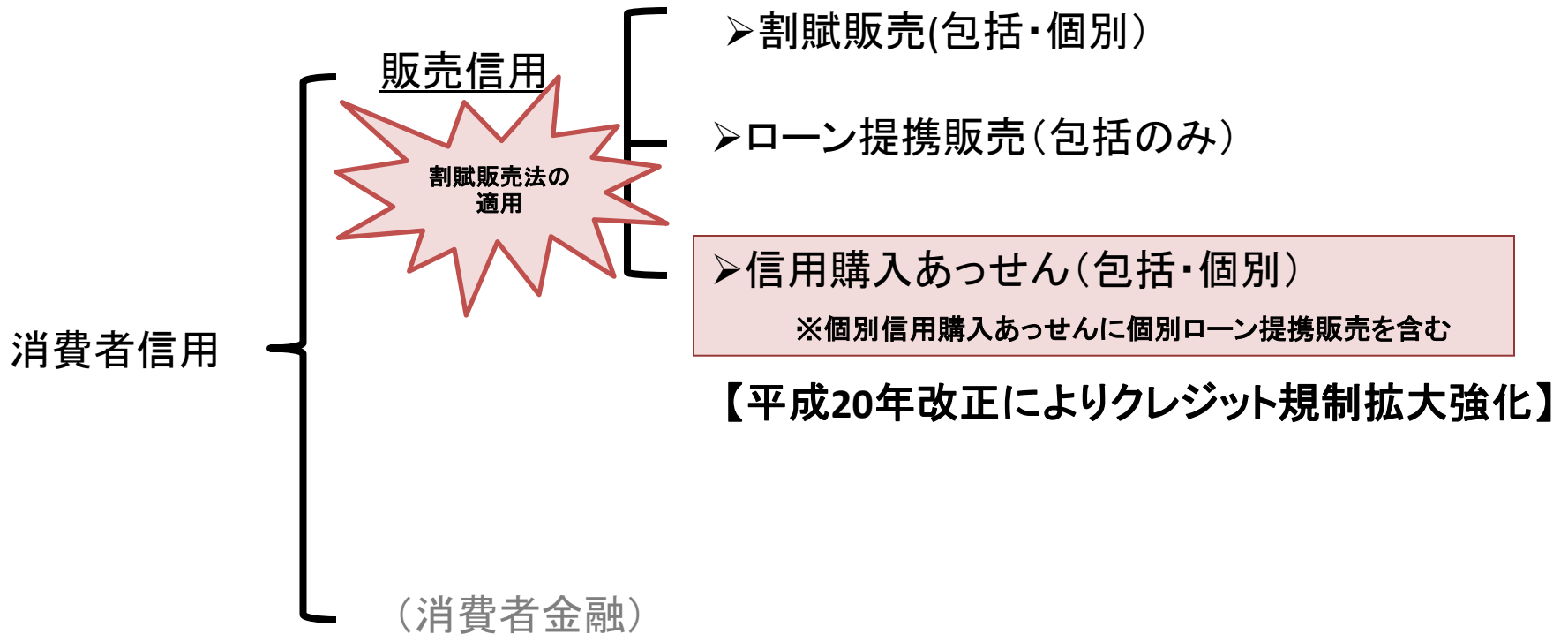
(平成16年) 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用等

(2006年 貸金業規制法が改正され貸金業法に)

2008年改正 加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務などクレジット規制の強化

(平成20年)

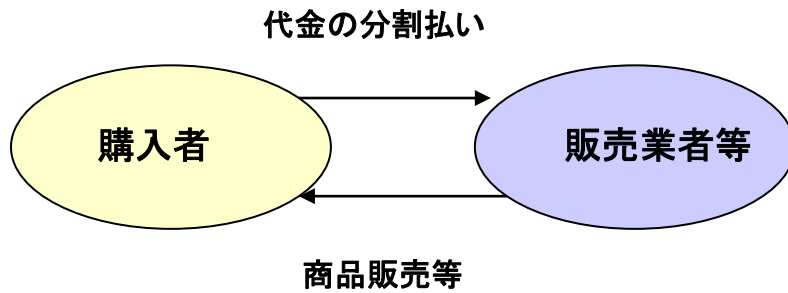
割賦販売法の対象範囲



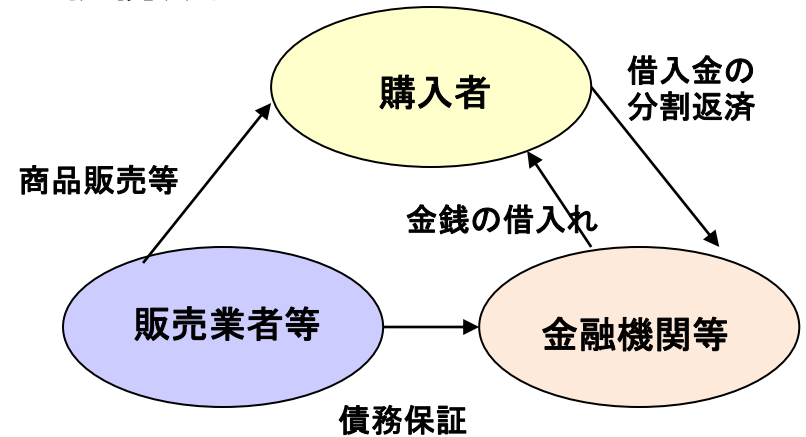
割賦販売法の対象とする取引形態

【第2条】

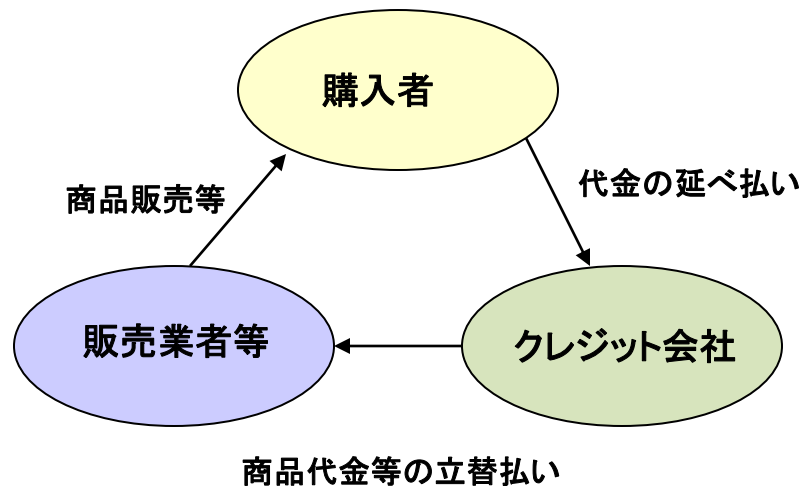
(1) 割賦販売(自社割賦)



(2) ローン提携販売



(3) 信用購入あっせん (クレジット)



規制対象になる取引とその範囲

	定義(割賦要件)	指定商品制
割賦販売 (第2条第1項)	2カ月以上かつ3回払い以上	指定商品、指定役務 及び指定権利
ローン提携販売 (第2条第2項)	2カ月以上かつ3回払い以上	指定商品、指定役務 及び指定権利
信用購入あっせん (第2条第3項及び第4 項)	2カ月を超える (ボーナス一括払いも含む)	商品・役務及び指定権利

※与信形態及び返済方法によって、それぞれ以下の2つの方式に分類される。

- ①包括方式(旧法の総合方式とリボルビング方式)
- ②個別方式(旧法の個品方式)

※ローン提携販売においては個別方式は信用購入あっせんに含まれる。

割賦販売(自社割賦)、ローン提携販売の規制概要

	割賦販売 (自社割賦)	ローン提携販売 (包括のみ)
取引条件の表示	第3条	第29条の2
書面交付	第4条	第29条の3
契約解除等の制限	第5条	第29条の4
損害賠償等の額の制限	第6条	—
所有権の推定	第7条	—
適用除外	第8条	第29条の4
抗弁権の接続	—	第29条の4

適用除外（割賦販売、ローン提携販売）

【第8条、第29条の4】

- 指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供に係る契約であって、購入者等が営業のために締結する割賦販売等（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く。）
- 本邦外に在る者に対して行う取引
- 国又は地方公共団体が行う取引
- 特別の法律に基づいて設立された組合等がその直接又は間接の構成員に対して行う取引
- 事業者がその従業者に対して行う取引
- 無尽業法に規定する無尽に該当する取引（無尽講：頼母子講）

3. クレジット規制の概要

主な内容

1.はじめに

2.登録・監督について

3.行為規制 その1

①加盟店の勧誘行為調査 ②書面交付義務 ③業務の運営に関する措置

4.民事ルール

①個別クレジットのクーリング・オフ ②過量販売 ③不実告知等

④支払い停止の抗弁権 ⑤契約解除等の制限 ⑥損害賠償等の額の制限

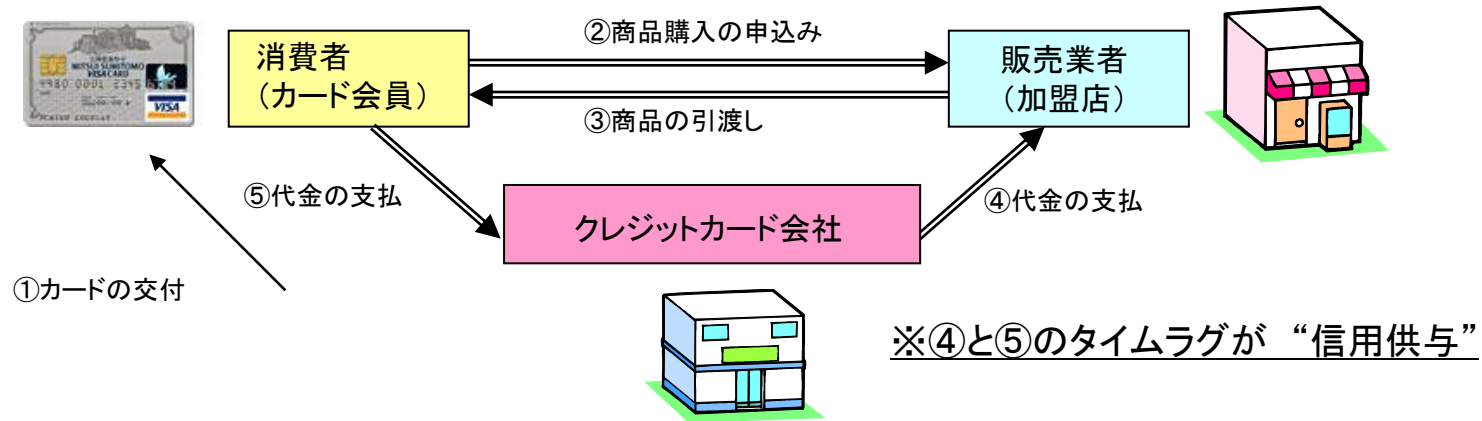
5.行為規制 その2 過剰与信防止義務

6.クレジットカード情報の保護

7.その他 自主規制団体の創設

8.まとめ

1. はじめに① 包括クレジットのしくみ



➤ クレジットカード会社

- 消費者(クレジットカード会員)に対しクレジットカードを交付(クレジットカード契約)
- 販売業者(加盟店)との間で、クレジットカードの利用を受け付けること及びクレジットカード利用に伴う債務の取扱い(クレジットカード会社への譲渡又は立替)を取決め(加盟店契約)

➤ 販売業者(加盟店)

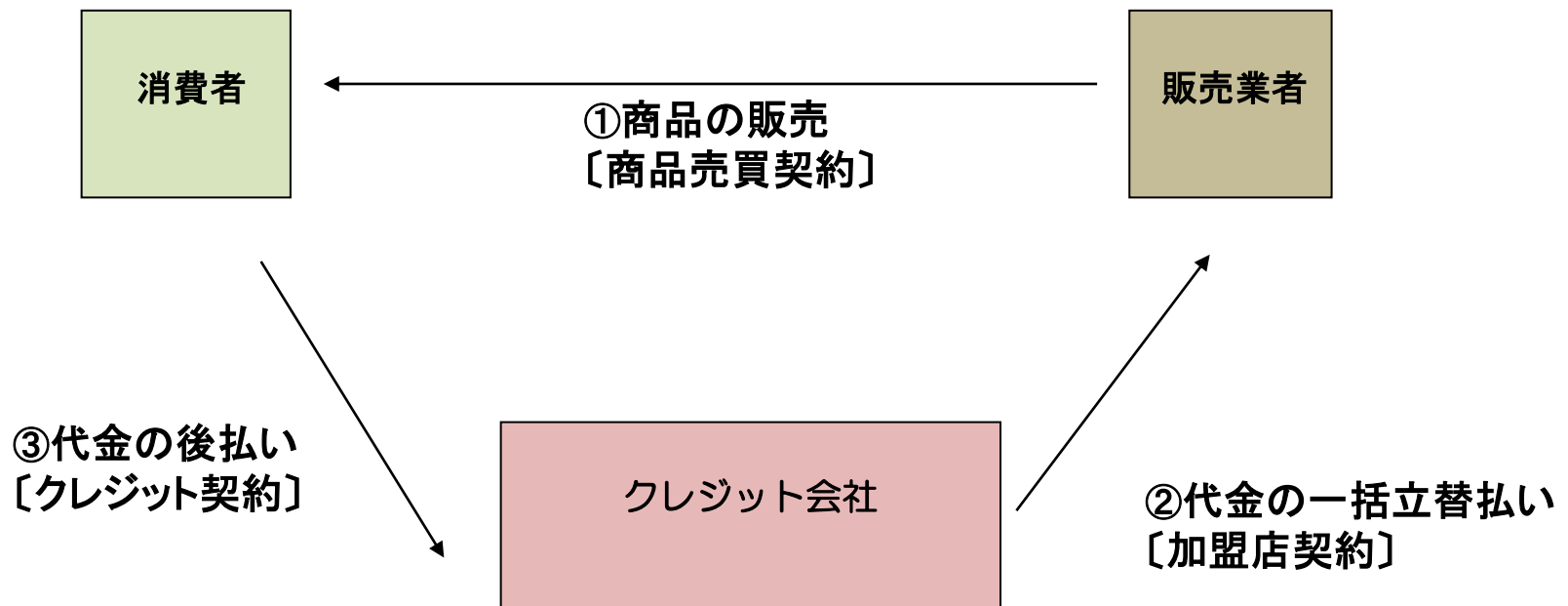
- クレジットカード会社との間で加盟店契約を締結
- クレジットカード会員は、クレジットカードによって商品を購入できる

➤ 消費者(クレジットカード会員)

- 加入したクレジットカード契約に従って、クレジットカードを利用

1. はじめに② 個別クレジットのしくみ

3つの別々の契約から構成される取引



- クレジットカードを使わず、商品を購入するごとに、その都度クレジット契約を結び、代金の後払いを行うもの。
- 自動車ローンや高額家電製品のクレジットなどが代表例。

1 はじめに③ 平成20年改正のポイント

問題点

改正項目

悪質商法を助長する与信の防止

・個別クレジットを行う事業者には行政監督が及ばない。



○個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。

・個別クレジットを行う事業者が訪問販売等を行う加盟店やクレジット契約を十分チェックせず、結果として悪質商法に荷担している。



○個別クレジットを行う事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば、消費者へ与信することを禁止。

・販売契約に問題が生じたときのクレジット代金は、未払金のみ支払拒絶可能。



○訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、個別クレジットも解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。

過剰与信の防止

・年金しか収入の無い老人等にも返済能力を超える与信。



○クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払能力を超える与信を禁止。

規制範囲の拡大

・ボーナス一括払い等は、規制対象外。

・クレジット利用可能な商品・役務が拡大し、指定制の下では被害救済されない取引がどうしても残る。



○割賦の定義を見直し、2ヶ月を超える1回払い、2回払いも規制対象に（現行は3回払い以上）。

○原則すべての商品・役務を扱う取引を規制対象に。

クレジットカード情報の保護

・クレジットカード情報の漏洩、窃盗等による消費者被害の発生。



○個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。

1 はじめに④ 規制範囲の拡大

指定商品・指定役務制の撤廃

➤不動産販売を除く全ての商品・役務を扱うクレジット契約を、規制対象に。

➤その上で、個別クレジット契約に新たに導入されたクーリング・オフ制度になじまない商品・役務は、クーリング・オフの対象から除外。

(除外商品・役務は特定商取引法のクーリング・オフ制度の除外対象と同一)

割賦の定義の見直し

➤2ヶ月以上、かつ3回払い以上



➤2ヶ月を超える1回払い、2回払いも、規制の対象に

1 はじめに⑤ 適用除外

【第35条の3の60】

全面的適用除外

- 営業のために若しくは営業として締結する場合
- 本邦外に在る者
- 国、地方公共団体が行う場合
- 特別の法律に基づく組合等
- 事業者が従業員に対して行う場合
- 不動産の販売

限定的適用除外

① 加盟店調査義務、不適正与信締結禁止義務、個別クレジット業者の書面交付義務、個別クレジット契約のクーリング・オフ規定のみ除外

→ 特定商取引法にて適用除外になっている取引
株式会社以外が発行する新聞、弁護士が行う役務提供等・・・

② 個別クレジットのクーリング・オフのみ除外

→ 特定商取引法にて適用除外になっている取引

1. はじめに⑥ クレジット事業活動の流れと割販法の施行

※下線は法的義務(行為規制)

1. クレジット事業者(個別、包括双方)の経済産業局への登録申請～経済産業局による審査



2. (クレジット事業者と加盟店間の契約に際しての)
クレジット事業者による加盟店の予備的調査(特商法類型(訪問販売等を行う場合))



3. クレジット事業者による加盟店契約の締結



4. 消費者によるクレジット申込み(取引条件の表示、書面交付)



5. クレジット事業者による消費者の審査(過剰与信防止のための義務)

注1) (支払可能見込額調査に係る)記録保存義務、(過剰与信防止義務を果たしていない場合の)改善命令は、改正法第4条に基づきH22.12までに施行
注2) 指定信用情報機関への照会は、機関指定以降に開始



6. 個別クレジット事業者による加盟店の勧誘行為調査(特商法5類型)
(勧誘行為に法令違反がある場合に与信禁止)



7. 加盟店、消費者間での販売、役務提供



8. 個人情報及びクレジットカード番号等の適正な管理、苦情の適切かつ迅速な処理等

※原則、これら各段階において、報告徴収→立入検査→改善命令→業務停止→登録取消の段階的な行政処分が存在し得る。

2 登録・監督 について① 登録制

【第31条～第35条の3、第35条の3の23～第35条の3の35】

- ◆個別クレジット業者は、登録を受けた法人でなければ営業できない。
- ◆包括クレジット業者についても登録拒否事由を追加。
- ◆既存事業者(個別・包括)についても、施行後6月以内(2010年5月末まで)に地方経済産業局に登録申請を行うことが必要。

	個別信用購入あっせん業	包括信用購入あっせん業
目的	消費者保護目的で課される行為規制を履行できるだけの財産的基盤や人為的体制の確保。	主として加盟店保護を目的とした財務的な健全性の確保。
登録の拒否事由	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産額が政令で定める額(5,000万円)未満 — ○登録取消しの日から5年を経過しない ○割賦販売法又は貸金業法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 ○役員の不適合事由に該当する場合 ○業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由がある ○法の遵守体制や苦情処理体制が未整備 ○暴力団員等との関連が認められる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本又は出資の額が2,000万円に満たない ○純資産比率が90%未満 ○登録取消しの日から5年を経過しない ○割賦販売法又は貸金業法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 ○役員の不適合事由に該当する場合 ○業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由がある ○法の遵守体制や苦情処理体制が未整備 ○暴力団員等との関連が認められる 等
登録の更新	3年毎の更新要	不要
営業保証金	不要	供託及びその届出要

2 登録・監督について② 行政監督規定一覧

	個別クレジット		包括クレジット		イシューア及び アクワイアラ	割賦販売 業者
	個別クレジット業者	特商法加盟店	包括クレジット業者	受託業者		
報告徴収	○	○	○	※1	※2	○
立入検査	○	○	○	※1	※2	—
改善命令	○	—	○	—	○	—
業務停止	○ 1年以内の 業務停止	—	カード等の交付 等の禁止	—	—	—
登録取消	○	—	○	—	—	—

※1 委託を受けた包括クレジットに係る業務に限る。

※2 クレジットカード番号等の安全管理の状況に限る。

2 登録・監督について③ 金銭消費貸借契約と登録

《個別信用購入あっせんの定義》

- ①特定の販売業者等からの ②商品等の購入等を条件として、
③代金等に相当する額を当該販売業者等に交付し(注) ④当該額を受領する

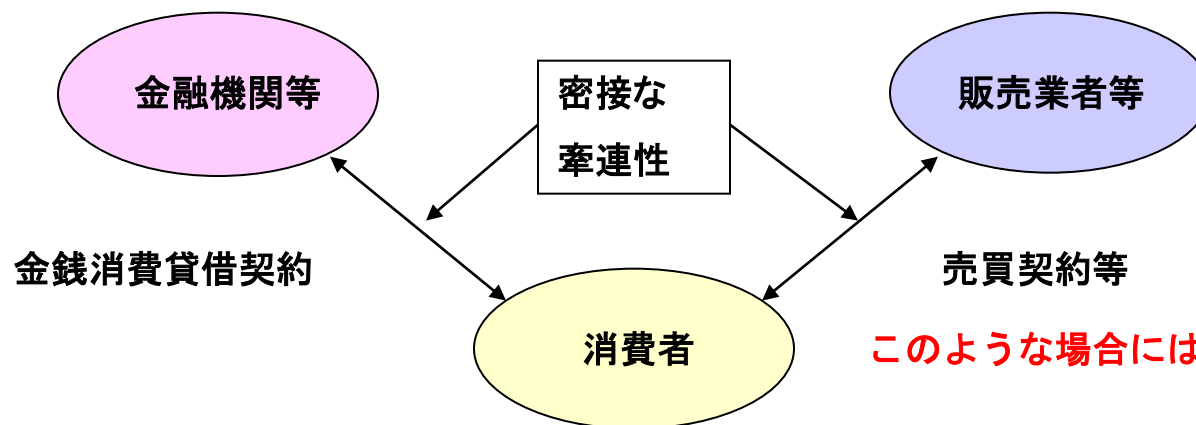
(注)直接販売業者等に交付する場合のみならず、販売業者等以外の者を通じて販売業者等に交付する場合も含まれる(平成11年法改正にて割賦購入あっせんの定義に挿入)。

《留意点》

「代金等に相当する額」を購入者等から「受領」し、販売業者等に「交付」という行為の形式自体によって定義され、契約形態は問わない。

《個別信用購入あっせんに該当する場合》

◎金銭消費貸借契約と売買契約等との間に密接な牽連性が存在する場合。



このような場合には、割賦販売法が適用

2 登録・監督について④ 金銭消費貸借契約と密接な牽連性

➤ 手続的・内容的一体性

- ・両契約の勧誘行為を同一主体が行っている
- ・同一機会に一体的に締結される
- ・両契約の申込書送付先が同一
- ・販売契約勧誘にあたって、特定のローンが利用できる、金利が減免されるなどのメリットが強調されている

➤ 金融機関と販売業者との一体性

- ・加盟店契約がある
- ・販売業者が継続的に金融機関の顧客をあっせん、仲介している
- ・販売業者が継続的に金融機関のローン契約書式を提供している
- ・販売業者と金融機関の間に、密接な人的関係、資本的关系がある

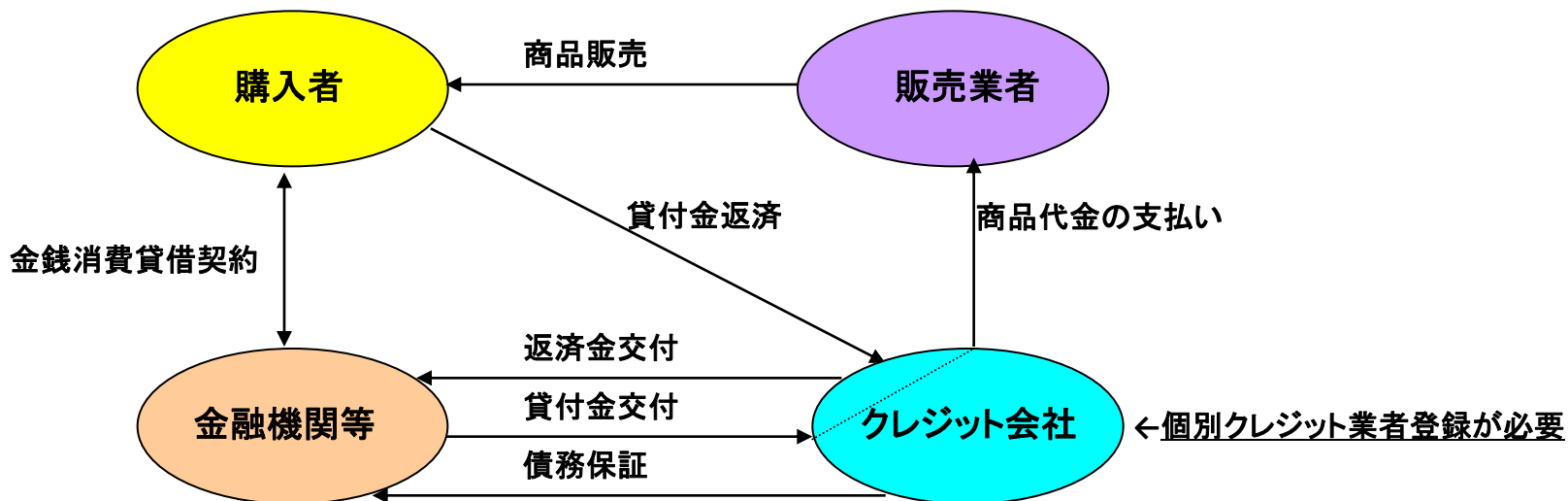
➤ その他

- ・金利の減免
- ・利子補給
- ・金融機関による所有権留保

個別案件ごとに、総合的に判断

2 登録・監督について⑤ 「提携ローン(4者型)」について

商品の販売等を条件として、その代金等に相当する金額で購入者等が金融機関等から借り入れたものに係る債務を保証して、当該金額を販売業者等に交付し、購入者等から2月を超えて当該金額を受領して、当該金融機関等に返済する方式。



- 【提携ローン】
- ①購入者等が金融機関等から借り入れた金銭によって商品代金等を決済
 - ②クレジット会社が購入者等の借入金債務を保証

上記2点において、クレジット会社が自己資金を用いて立替払いを行う典型的な個別信用購入あつせんと異なる。

- 他方、
- ①販売業者等が行う購入者等への商品の販売等を条件とすること。
 - ②その代金等に相当する額を販売業者等に交付すること。
 - ③購入者等から当該金額を受領すること。

上記3点により、個別クレジットの定義の要件はいずれも満たしている。

2 登録・監督について⑥ 都道府県への権限委譲

【第47条】

加盟店の勧誘行為の調査義務に係る個別クレジット業者への監督権限を都道府県に委譲する。

1. 委譲する権限

- ・ 特定商取引類型を行っている加盟店が行う勧誘に係る調査義務(第35条の3の5)違反又は不適正な勧誘があった場合の与信の禁止義務(第35条の3の7)違反の場合の個別クレジット業者に対する改善命令
- ・ 当該改善命令に違反した場合の業務停止命令
- ・ 個別クレジット業者に対する当該命令のための報告徴収、立入検査

2. 管轄する都道府県

- ・ 訪問販売、連鎖販売、特定継続的役務、業務提供誘引販売に係る契約関係
→加盟店が当該契約の申込み又は勧誘を行う場所を含む区域を管轄する都道府県
- ・ 電話勧誘販売に係る契約関係
→購入者等が勧誘を受けた場所を含む区域を管轄する都道府県

3. 経済産業大臣の権限との関係

- ・ 二以上の都道府県の区域にわたって取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、特に必要があると認める場合、又は都道府県知事からの要請があった場合については、経済産業大臣も当該事務を行うことができる。
- ・ また、都道府県知事は、当該事務を行った場合は、経済産業大臣にその結果を報告する。

3 行為規制その1 ① 加盟店の勧誘行為調査(概要)

【第35条の3の5～7】

個別クレジット業者は

- 1) 加盟店の勧誘行為に対する調査を義務づけられた。
- 2) 不適正な勧誘があった場合、クレジット契約を行ってはならない。
- 3) 行政上の義務であり、改善命令の対象となる。

◆調査対象取引

- ・ 訪問販売
- ・ 電話勧誘販売
- ・ 連鎖販売取引
- ・ 特定継続的役務提供
- ・ 業務提供誘引販売取引

◆調査内容及び方法

特定商取引法で禁止されている又は消費者契約法で契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しが認められる以下の行為の有無。

- 重要事項の不実告知
- 断定的判断の提供
- 重要事項・不利益事実の故意の不告知
- 威迫・困惑

◆調査記録の作成・保存

◆行為を確認

クレジット契約の申込み又はその承諾をしてはならない!

(注) 加盟店は、調査に協力するよう努めなければならない。

3 行為規制その1① 加盟店の勧誘行為調査(内容・方法)

➤調査の時期及び対象者・項目

① **加盟店契約時調査** 個別クレジット業者が特定商取引類型を行っている販売業者等と新規に加盟店契約を締結しようとする場合に、販売業者等に対して、特定商取引の類型、販売店の名称・住所・営業地域等の情報、商品・役務の内容、営業実態・信用状況、特商法の処分歴、苦情処理体制等の調査を行う。

② **与信契約時調査** 個別クレジット業者が消費者と特定商取引類型に係る個別クレジット契約を締結しようとする場合に、消費者に対して、役務・商品の内容等に関する虚偽説明、断定的説明、付帯条件等による申込者の誤認の有無、その他特商法・消費者契約法違反行為の有無などの調査を電話等により行う。

③ **苦情対応調査** 消費者からの加盟店に関する苦情の内容が特商法の禁止行為等に該当するおそれがある場合、または、特定商取引類型を行う販売業者等に関する消費者からの苦情件数の発生割合が類似の他の販売業者等に比べて多いような場合には、販売業者等に対して、苦情の内容に応じて①または②の項目について必要な調査を行う。

➤調査記録の作成保存の項目

調査年月日、調査の結果等について、書面又は電磁的記録により、作成後5年間保存する。

3 行為規制その1② 書面交付義務

➤ **個別クレジット業者**は、特商法5類型に該当する取引につき、新たに書面交付義務が課せられた。

➤ 書面記載事項の整備

- ・ 商品等の種類を法定事項とした
- ・ 販売業者等の電話番号を連絡先として記載
- ・ 連鎖販売であるときは特定負担と特定利益、業務提供誘引販売であるときは特定負担に関する事項を記載
- ・ その他、クーリング・オフ妨害解消書面の記載事項・記載方法について定めた

➤ **包括クレジット**の書面交付義務は、実態に合わせて整理（特に加盟店）

- ・ 少額役務（1万円未満）又は一過性の役務→役務の種類、回数等について省略可能（消費者から求められた場合は提供。）
- ・ 非対面、非勧誘で消費者が機器にカード等を提示等して販売契約等を締結する場合
 - イ) 直販商品・直販指定権利
 - ロ) 一過性の役務 → 省令記載事項を省略可能
- ・ 従前の書面記載事項に加えて販売業者等の電話番号を連絡先として記載

3 行為規制その1② 書面交付義務等 一覧(個別クレジット)

交付等義務者	特定契約 (特商法5類型)	店舗販売・通信販売
販売業者	販売前の表示義務 (割賦販売法35条の3の2)	
	★1 申込み時書面 (特商法4条)	
	★2 契約締結時書面 (特商法5条) (割賦販売法35条3の8)	契約締結時書面 (割賦販売法35条の3の8)
個別クレジット業者	★3 申込み時書面 (割賦販売法35条の3の9第1項)	
	★4 契約締結時書面 (割賦販売法35条の3の9第3項)	

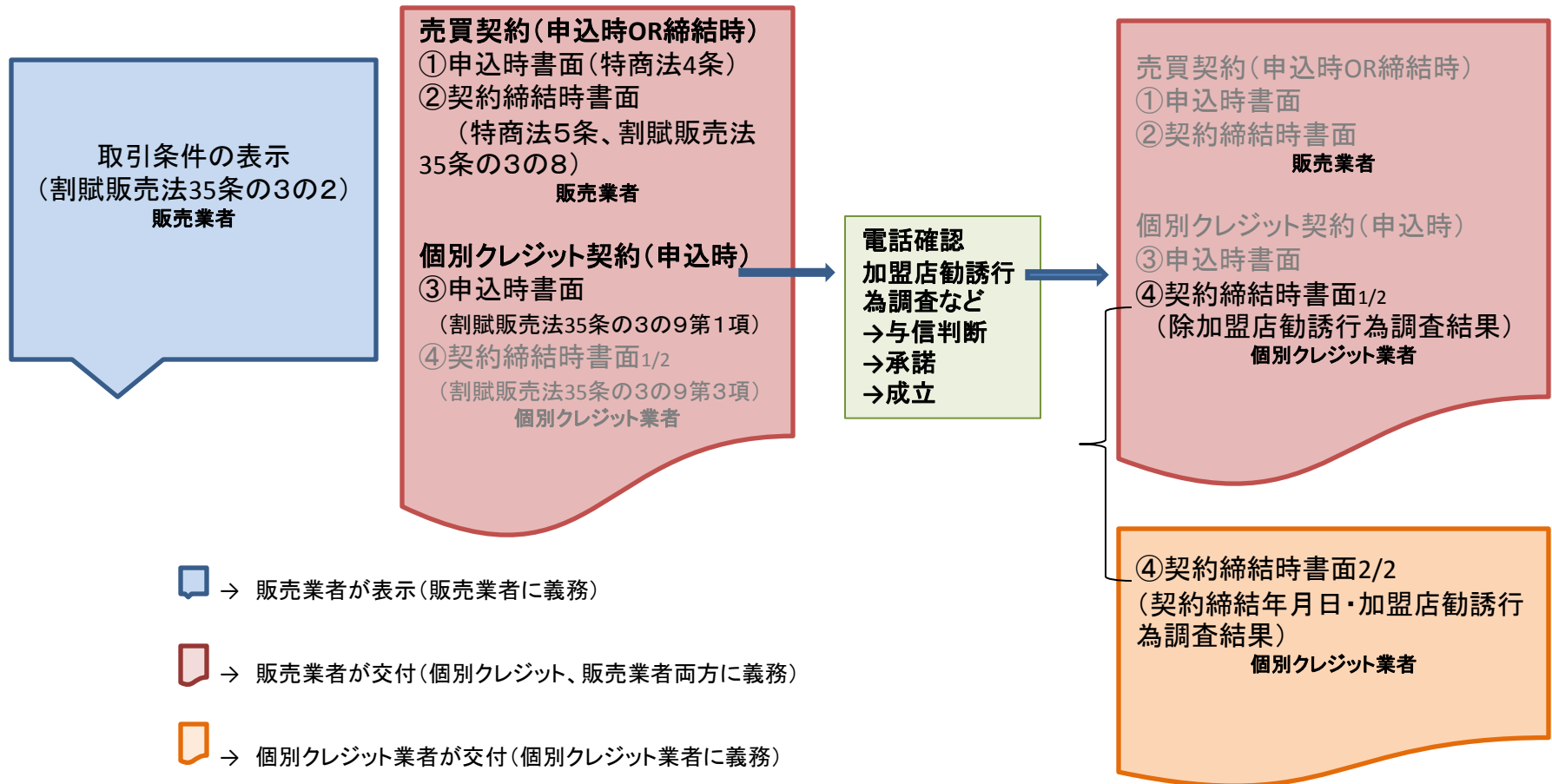
★の書面は、それぞれの内容が満たされていれば一葉として、販売店が交付してよい。但し★4の中の加盟店の勧誘行為に関する調査結果(35条の3の9第4項3号)は、必ず個別クレジット業者が交付しなければならない。

3 行為規制その1② 書面交付義務(個別クレジット契約の流れと書面の交付など)

○販売しようとするとき ○販売のとき
(広告するとき)

○クレジット契約
締結時

○クレジット契約
締結後遅滞なく



3 行為規制その1 ② 取引条件の表示

	表示事項	個別	包括	リボ
割賦販売	①商品もしくは権利の現金価格又は役務の現金提供価格 ②商品もしくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格 ③商品もしくは権利の代金又は役務の対価の支払期間・回数 ④手数料(実質年率) ⑤利用者が弁済すべき時期及び弁済金の額の算定方法 ⑥その他省令で定める事項 ・割賦販売(提供)価格、支払総額又は弁済金の額の具体的算定例 ・契約を締結することができる限度額について定めがあるときの金額 ・その他特約があるときに内容	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
ローン提携販売	①商品もしくは権利の現金価格又は役務の現金提供価格 ②購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額 ③借入金の返還期間・回数 ④手数料(実質年率) ⑤利用者が弁済すべき時期及び弁済金の額の算定方法 ⑥その他省令で定める事項 ・支払総額又は弁済金の額の具体的算定例 ・契約を締結することができる限度額について定めがあるときの金額 ・その他特約があるときに内容	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
信用購入あっせん	①商品もしくは権利の現金価格又は役務の現金提供価格 ②購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額 ③商品もしくは権利の代金又は役務の対価の支払期間・回数 ④手数料(実質年率) ⑤利用者が弁済すべき時期及び弁済金の額の算定方法 ⑥その他省令で定める事項 ・支払総額又は弁済金の額の具体的算定例 ・契約を締結することができる限度額について定めがあるときの金額 ・その他特約があるときに内容	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

➤個別クレジットは
販売業者を通じて
表示

➤包括クレジットは
書面により交付

3 行為規制その1② 書面交付(記載事項)

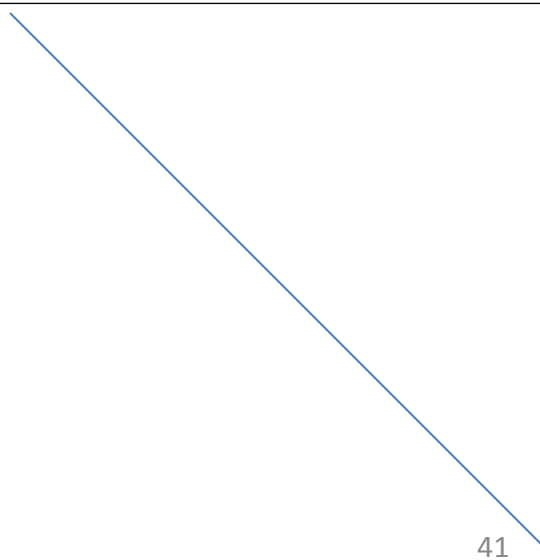
	個別	包括	リボルビング
割賦販売	割賦販売価格、賦払金額 支払い時期及び方法 商品等の引渡・移転・提供 時期 契約解除に関する事項 等	同 左	現金販売価格 弁済金の支払方法 商品等の引渡・移転・提供時期 契約解除に関する事項 等 ※弁済金支払請求時 ・弁済金の支払時期 ・弁済金の額と算定根拠
ローン 提携販売		支払総額、分割返済金の額 返済時期及び方法 商品等の引渡・移転・提供時期 契約解除に関する事項 等	借入金の額 弁済金の返済方法 商品等の引渡・移転・提供時期 契約解除に関する事項 等
信用購入 あっせん	◇信用購入あっせん関係 販売業者等 支払総額、分割払額 支払い時期及び方法 商品等の引渡・移転・提供 時期 契約解除に関する事項 等	◇信用購入あっせん業者 支払総額、分割払額、支払時期 及び方法 等 ◇信用購入あっせん関係販売業者 現金販売価格、商品等の引渡・移 転・提供時期、解除に関する事項 等	◇信用購入あっせん業者 現金販売価格、弁済金の支払方 法 等 ◇信用購入あっせん関係販売業者 現金販売価格、商品引渡・移転・ 提供時期、解除に関する事項 等 ※弁済金支払請求時 ・弁済金の支払時期 ・弁済金の額と算定根拠

3 行為規制その1③ 業務の運営に関する措置(苦情処理)

【第30条の5の2、第35条の3の20】

	苦情の定義	原因究明	調査	処理
個別 クレジット	<p>①特商法・消費者契約法違反のおそれがある苦情</p> <p>②苦情の発生状況からみて他の加盟店に比べ購入者等の利益の保護に欠ける行為と認められるもの</p> <p>③自社の業務に関する苦情(購入者等の利益の保護に欠ける行為と認められるもの)</p>			
包括 クレジット	<p>①特商法・消費者契約法 違反のおそれがある苦情</p> <p>②苦情の発生状況からみて他の加盟店に比べ購入者等の利益の保護に欠ける行為と認められるもの(自社が契約する加盟店(オンアスの加盟店)に係る苦情)</p> <p>③苦情の発生状況からみて他の加盟店に比べ購入者等の利益の保護に欠ける行為と認められるもの(オンアス以外の加盟店に係る苦情)</p> <p>④自社の業務に関する苦情(購入者等の利益の保護に欠ける行為と認められるもの)</p>	誰に対する、どのような、何に起因する苦情か	当該苦情処置のために必要な事項を調査	調査の結果をもとに必要な措置

3 行為規制その1③ 業務の運営に関する措置

	情報の適正な取扱い	業務委託	適合性の原則(過量販売)
個別 クレジット	<p>i) 利用者等に関する情報の管理等を委託する場合における委託先の監督</p> <p>ii) 利用者等の支払能力に関する情報を目的外使用しないための事前措置</p>	<p>クレジット業者がクレジットに関する業務を第三者に委託する場合は、当該業務の内容に応じ、以下の措置を講ずることを定めること。</p> <p>i) 受託者の適切な選定</p> <p>ii) 受託者の適確な監督</p> <p>iii) 適切かつ迅速な苦情処理</p>	<p>加盟店の勧誘行為についての調査、その他の方法によって知ったことからみて、訪問販売による過量販売になるおそれがある場合 →個別クレジット契約を締結してはならない。 (消費者に特別な事情がある場合を除く)</p>
包括 クレジット	<p>iii) 利用者等に関する人種等の特別非公開情報を目的外使用しないための事前措置。</p>	<p>iv) 受託者が当該業務を適切に行うことができない場合の受託者の変更等</p> <p>v) 受託契約の変更や解除等を行うことができるような措置</p>	

4 民事ルール① 個別クレジットのクーリング・オフ

個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされる
【第35条の3の10～11】

○クーリングオフ期間は、個別クレジット書面受領日から・・・

- ・8日間(訪問販売、電話勧誘販売の方法による個別クレジット契約又は特定継続的役務取引契約に係る個別クレジット契約)
- ・20日間(特定連鎖販売個人契約及び業務提供誘因販売個人契約に係る個別クレジット契約)

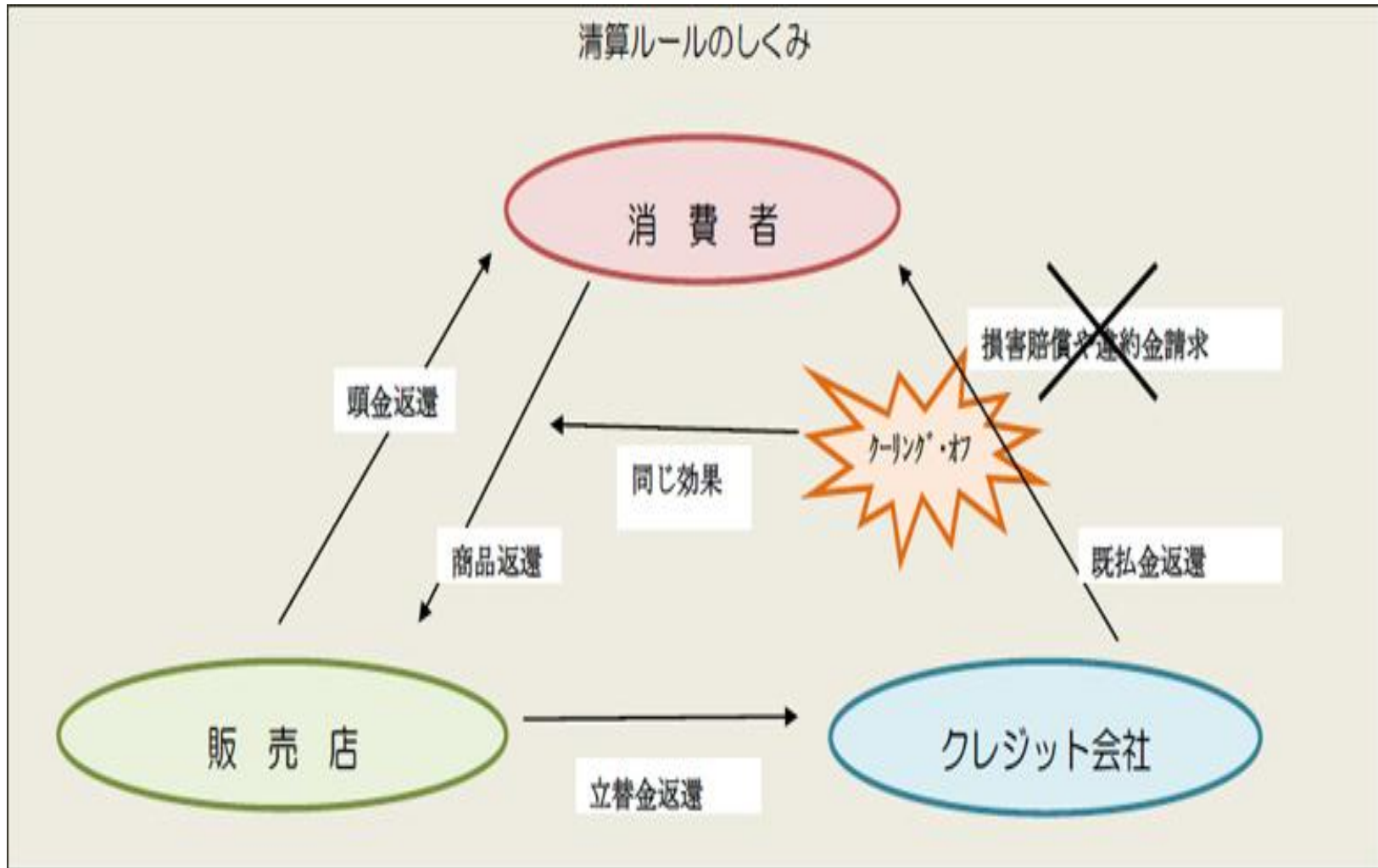
○適用除外(特商法と同様)

- ・契約の申込み者又は購入者が営業のため若しくは営業として締結する場合
- ・海上タクシー、飲食店、マッサージ、カラオケボックス、自動車、自動車リース、電気・ガス・熱の供給、葬式、消耗品

○効果

- ・販売契約も同時にクーリングオフされる。
- ・三者間(消費者、販売業者、個別クレジット業者)で、一括清算できるルールが適用される。

4 民事ルール① 個別クレジットのクーリング・オフ



4 民事ルール② 既払い金の返還(過量販売)

【第35条の3の12】

訪問販売による通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等(過量販売)に対する個別クレジット契約は、1年以内であれば解除可能とし、既払金返還を認める。

売買契約に先立ち、又は同時に個別クレジット契約が解除された場合、原則として、三者間(消費者、販売業者、個別クレジット業者)で、一括清算できるルールが適用される。

- ▶クレジット契約に関する損害賠償が制限される。
- ▶個別クレジット業者は、立替金相当額を消費者に請求できない。
- ▶販売業者は、立替金を個別クレジット業者に返還しなければならない。
- ▶個別クレジット業者は、消費者から受け取った既払い金を消費者に返還しなければならない。

4 民事ルール③ 既払い金の返還(不実告知など)

【第35条の3の13～16】

訪問販売業者等が虚偽の説明をした場合に、個別クレジット契約もあわせて取り消すことを可能とし、既払金返還を認める。

販売業者が勧誘を行うにあたり、クレジット契約や販売行為の内容に不実の告知などがあった場合



消費者は、販売契約とともに、個別クレジット契約を取り消すことができる。

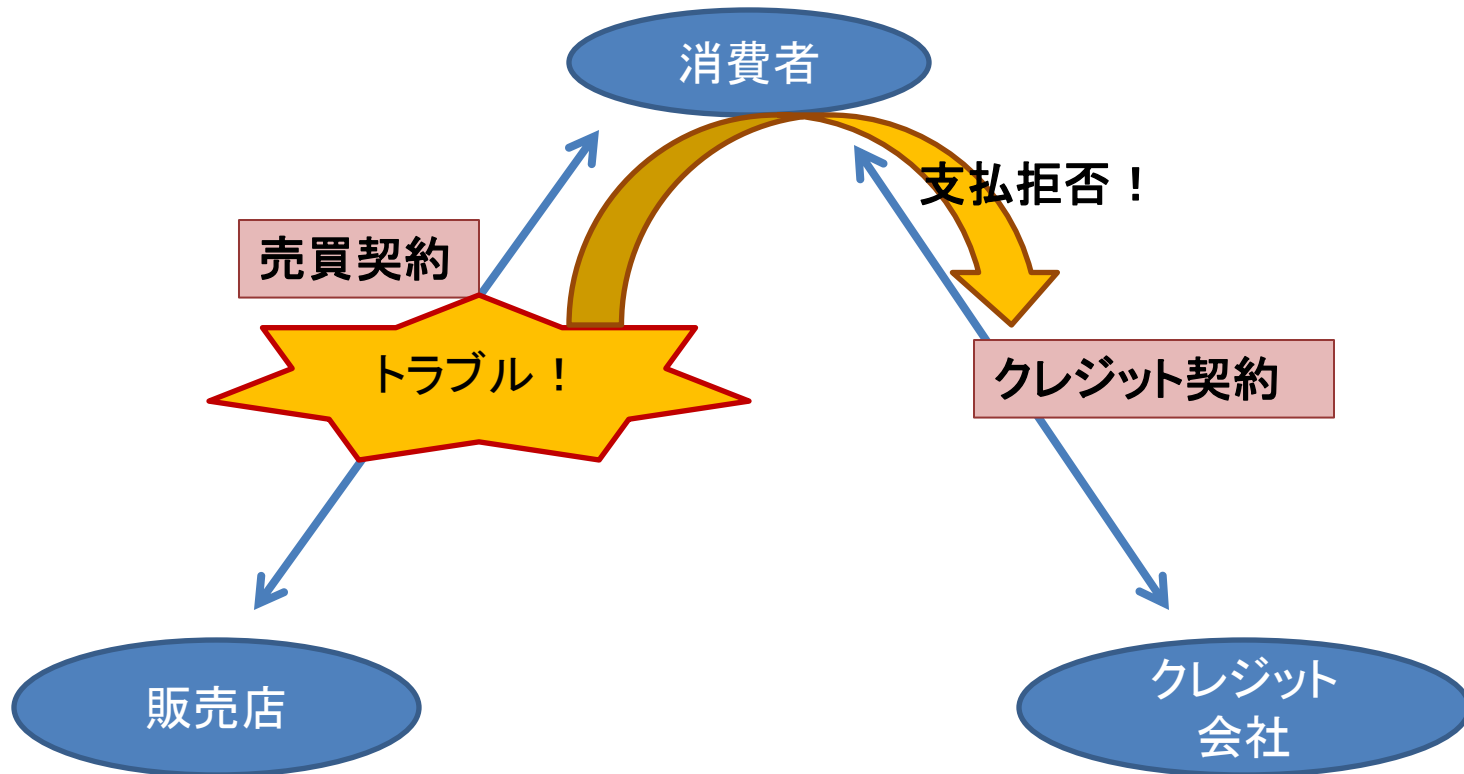
以下の清算ルールが適用される

- 個別クレジット業者は、立替金相当額を消費者に請求できない。
- 個別クレジット業者が販売業者に支払った立替金は、販売業者が個別クレジット業者に対して返還義務を負う。
- 購入者が個別クレジット業者に支払った既払金については、個別クレジット業者に返還を請求できる。

4 民事ルール④ 支払い停止の抗弁権

【第30条の4、第35条の3の19】

販売業者等との間で商品の引渡しがない等トラブルが生じた場合、購入者等は、販売業者との間に生じている事由をもって、クレジット業者からの支払い請求を拒否することができる。

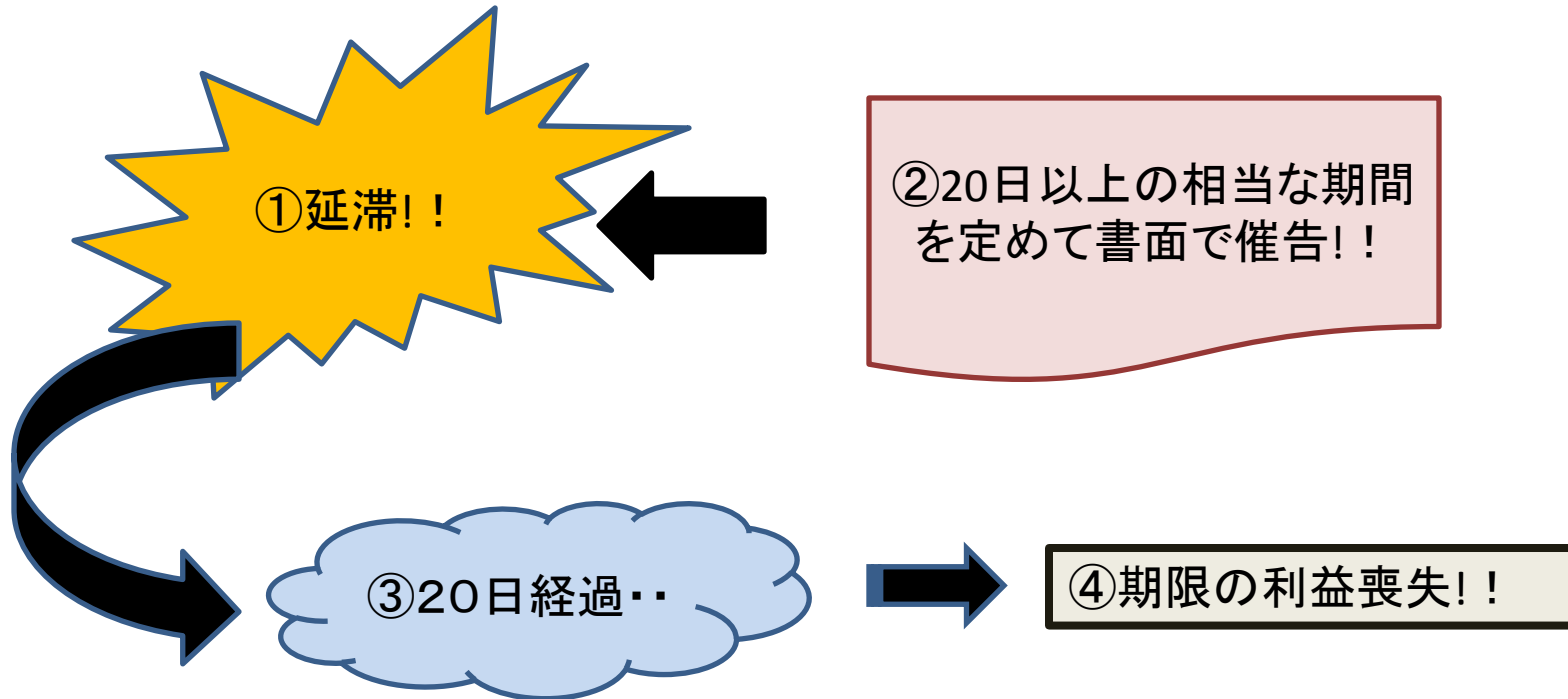


販売店の責任で消費者トラブルが生じた場合、クレジット業者に責任がなくても、クレジットの支払を拒否できる消費者の権利

4 民事ルール⑤ 契約の解除等の制限

【第30条の2の4、第35条の3の17】

賦払金等の支払義務が履行されない場合には、20日以上相当な期間を定めて支払いを書面で催告し、その期限内に履行されないときでなければ、契約解除又は残金の一括返済(期限の利益の喪失)の請求ができない。



(参考)民法541条

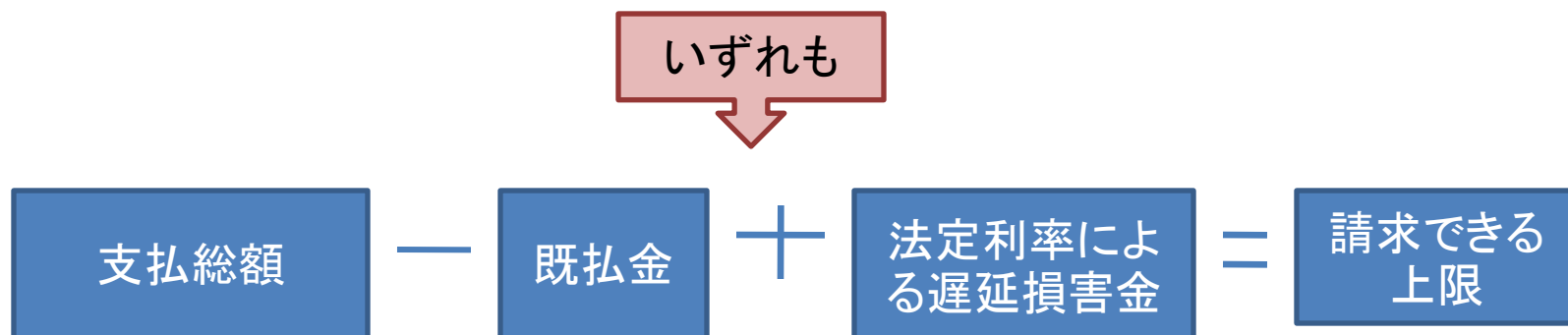
債務不履行を理由とする契約の解除は「相当な期間」を定めて催告した上で行うことを原則。「相当な期間」とは、通説・判例では3日程度。

4 民事ルール⑥ 損害賠償等の額の制限

【第30条の3、第35条の3の18】

契約の解除や賦払金等の支払義務が履行されない場合に、購入者等に請求できる損害賠償等の額に上限を設定。

- 毎月の支払がない場合（期限の利益喪失前）
- 延滞後全額請求する場合（期限の利益喪失後）



※遅延損害金とは、支払が遅れた場合ペナルティとして請求されるお金
※個別クレジット、包括クレジットに適用され、リボルビングには適用されない

(参考) 割賦販売法と消費者契約法等の支払遅延損害規定

適用法令	要件	適用関係
(1) 割賦販売法が適用される取引(クレジット)	割賦販売法のクレジット契約が適用される取引(2か月を超えるもので適用除外となっていないもの)	<p>◇ 月々の支払遅滞時 当該遅滞額 × 任意の損害金率(29.2%等)と残金(割賦総額 - 既払金) × 6%を比較し、いずれか低い方</p> <p>◇ 期限の利益喪失後 残金全額 × 6%</p>
(2) 消費者契約法が適用される取引	<p>① 2か月を超えないもの(いわゆるマンスリークリアーなど)</p> <p>② リボルビング払い取引 (購入者等が営業のために契約するものを除く)</p>	<p>◇ 月々の支払遅滞時 当該遅滞額 × 14.6%</p> <p>◇ 期限の利益喪失後 残金全額 × 14.6%</p>
(3) 割賦販売法及び消費者契約法の適用のない取引	購入者等が営業のために契約するもの	契約自由であるが合意が必要

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務

【第30条の2、30条の2の2、35条の3の3～4等】

クレジット業者には、指定信用情報機関を利用した支払能力調査が義務づけられる。
消費者の支払能力を超えるクレジット契約の締結が禁止される。

クレジット業者は
「支払可能見込額」を
算定する。

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅まで奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額

▶個別クレジット

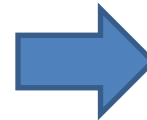
年間支払額 > 支払可能見込額

▶包括クレジット

利用限度額 > 支払可能見込額 × 90/100



契約締結禁止



消費者は、
「支払可能見込額」の範囲で
クレジットを利用する。



過剰なクレジット利用が防止
される。



安心して、クレジットを
利用できる。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(個別クレジット)

[調査時点] 個別クレジット契約締結前

[算定の基礎となる事項]

- 年間の収入
- 預貯金
- 個別クレジットによって購入される商品の価額

- 過去のクレジットの支払状況
- 過去の借入の状況
- 生活維持費
- 居住用資産

☆個別支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるもの



個別クレジット業者が、総合的に判断して、算定する。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(個別クレジット)

年収

- ・年収は、利用者による自己申告、又は年齢、勤務先、勤続年数等からクレジット業者が年収を推定する方法とする。
- ・専業主婦などの場合には、世帯の収入に基づく与信を可能とする。

預貯金

- ・無収入等であるものの、資産を有する者等に対して与信を行う場合に、補完的に預貯金等を調査するものであって、必要とされない時はプライバシー保護の観点から調査不要とする。

クレジット債務

- ・支払可能見込額の調査を行うに当たって、指定信用情報機関が保有するクレジット債務を調査することが義務づけられている。氏名・住所・生年月日等の本人の属性情報と、クレジット債務額、支払の遅延の有無等を指定信用情報機関に登録する。

その他

- ・上記の他、客観的な事項について、合理的な方法で算定できる。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(個別クレジット)

生活維持費

・利用者のプライバシー保護の観点、クレジット業者の調査能力の観点から、生活の実態を詳細に調査しなくとも把握可能な、被扶養者の数、持家の有無のみを考慮する、簡便な算定方式とする。

【人事院「標準生計費」(全国平均)(単位=万円)】

		4人世帯以上	3人世帯	2人世帯	1人世帯
持家かつ住宅ローン無 持家無かつ借賃負担無	年	200	169	136	90
持家かつ住宅ローン有 持家無かつ借賃負担有	年	240	209	177	116

・地域の特性に応じた与信を行っているクレジット業者もあることから、利用者の生活地域の物価格差等を勘案した生活維持費についても認める。

居住用資産

支払可能見込額に算定できない居住用資産を、自宅、その敷地(地上権を含む)とする。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(包括クレジット)

[調査時点] クレジットカードを交付したり、利用限度額を増額する際

[算定の基礎となる事項]

○年間の収入

(専業主婦などの場合には、世帯の収入に基づく与信を可能)

○預貯金

●過去のクレジットの支払状況

●過去の借入の状況

●生活維持費

●居住用資産

☆包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるもの



包括クレジット業者が、総合的に判断して、算定する。

包括支払可能見込額 \times 90/100 < カード利用限度額 \rightarrow カードを発行、増額できない!!

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(例外措置)

消費者の保護に支障を生ずることがない場合

	ケース	対応
個別 クレジット	少額店頭販売品 店頭販売等であって、比較的少額(10万円以下)の生活に必要な耐久消費財(例:家電、携帯電話)	延滞等がなければ支払可能見込額を超える個別クレジットが利用できる。
	高額生活必需耐久消費財等 比較的高額であっても、生活に必要とされる耐久消費財(例:自動車)	消費者の生活実態に関する丁寧な審査を前提として支払可能見込額を超える個別クレジットの利用ができる。
	教育 但し、特定継続的役務提供契約は含まれない。	消費者の生活実態に関する丁寧な審査を前提として支払可能見込額を超える個別クレジットの利用ができる。
	緊急的支出 生命・身体を保護するため緊急に必要とされる商品・役務(例:緊急医療費、介護用品)	消費者の生活実態に関する丁寧な審査を前提として支払可能見込額を超える個別クレジットの利用ができる。
包括 クレジット	少額限度額 限度額が30万円以下のクレジットカードを発行する場合	過剰な債務や延滞等を確認する簡易な審査で発行可能とする。
	一時増額 一定期間だけ、特定の目的(海外旅行、引越費用、冠婚葬祭等)のため、消費者の求めに応じて限度額を増額する場合	目的・使用場所を確認することで、与信審査なしに限度額の増額を認める。
	カード更新 未利用カード又は少額利用カードの更新	自社カードの残高が5万円未満のカードは更新時の支払可能見込額調査は不要。
	付随カード等の交付や増額	親カード等の与信限度額の範囲内で利用されるので、単独での調査は不要。
	カードの紛失等による再交付など 有効期間内に同じクレジット業者から紛失前のカードに代えて交付される場合に限る	支払可能見込額調査は不要。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(指定信用情報機関)

【第35条3の36～59】

★過剰与信防止義務履行の実効性確保のため、クレジット業者が支払可能見込額の調査を行うにあたり、他社のクレジット債務の額や支払状況を調査するために、指定信用情報機関の提供する信用情報を利用することを義務づける。

★指定信用情報機関制度を創設。

- ①クレジット業界が共同設立し、消費者の債務残高・支払履歴を記録・管理している法人。
- ②一定の要件を備えた上で、経済産業大臣によって指定される。
- ③指定信用情報機関は、加入クレジット業者が信用情報を目的外に使用しないよう監督。
- ④指定信用情報機関同士の情報交流に関しても規定が設けられ、加入クレジット業者に対して差別的な取扱いをすることを禁止。

☆消費者への影響☆

延滞などの信用情報が登録されると、将来のクレジット利用に大きな影響を及ぼすおそれがある。

登録されている自己情報の開示を求めることができる。

5 行為規制 その2 過剰与信防止義務(指定信用情報機関)

	包括クレジット	個別クレジット
消費者本人の属性情報	イ)氏名(ふりがなを付す) ロ)住所 ハ)生年月日 ニ)電話番号 ホ)勤務先の商号又は名称 ヘ)運転免許証の番号(加入包括クレジット業者又は加入個別クレジット業者が入手した場合に限る)、本人確認書類の記号番号(加入包括クレジット業者又は加入個別クレジット業者が入手した場合に限る)	
クレジット契約に関する情報	(一)契約年月日 (二)クレジット債務残高 (三)年間支払見込額 (四)包括クレジット債務又は包括クレジットの手数料の支払の遅延の有無 (五)包括クレジットを特定するに足りる番号等	(一)契約年月日 (二)クレジット債務残高 (三)年間支払見込額 (四)個別クレジット債務又は個別クレジットの手数料の支払の遅延の有無 (五)個別クレジットを特定するに足りる番号等 (六)契約商品名(契約権利又は契約役務の場合にあっては、当該権利又は当該役務の種類)等 (七)契約商品の数量(契約権利又は契約役務の場合は、契約権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)等

6 クレジットカード情報の保護

【第35条の16】

クレジットカード業者等に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を義務づけるとともに、カード番号の不正提供・不正取得をした者等を刑事罰の対象とする。



安心・安全なクレジットカード利用を実現

(1) イシューアー及びアクワイアラが講ずる安全管理措置

イシューアー	アクワイアラ
クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に規定される安全管理や従業員の監督を行わなければならない。	クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に規定される安全管理や従業員の監督を行わなければならない。
不正利用防止策	—
再発防止策	再発防止策

※イシューアー: クレジットカード発行会社。

※アクワイアラ: クレジットカード発行会社が加盟店に支払う立替払金を自己の名をもって取次ぎする業者。

6 クレジットカード情報の保護

(2) イシューアー及びアクワイアラのクレジットカード番号等保有業者に対する指導 その他の措置

		イシューアー及びアクワイアラ
加盟店	事前措置	i) 漏洩等の事故が発生したときはその事故状況をイシューアー及びアクワイアラに対して連絡すべき旨を通知すること等
加盟店の委託先※		ii) 漏洩等の事故が発生したときは再発防止策に関し指導を行う旨を通知すること
加盟店	事後措置	i) 漏洩等の事故が発生したときは加盟店を通じその事故の状況をイシューアー及びアクワイアラに対して連絡すべき旨を通知すること等
加盟店の委託先※		ii) 漏洩等の事故が発生したときは加盟店を通じ再発防止策に関し指導を行う旨を通知すること
自社の委託先※		再発防止策に関し指導
		加盟店を通じ再発防止策に関し指導
		監督

※委託先には、それぞれ「数次の委託先」を含む。

6 クレジットカード情報の保護

【第49条の2】

(3)クレジットカード事業者等に対する行政上の義務違反に対する処罰規定

以下の者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

・クレジットカード事業者等（イシューア－・アクワイアラ・加盟店・委託先を広く含む）の役員、職員及び元職員で、その業務に関して知り得たカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用した者

・人を欺いてカード番号等を提供させた者

・カード番号等を次のいずれかの方法で取得した者

①カード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること

② 不正アクセス行為を行うこと

・正当な理由なく、有償でカード番号等を提供し、又はその提供を受けた者並びに有償で提供する目的で、カード番号等を保管した者

7. その他

自主規制団体の創設

【第35条の18～24】

認定割賦販売協会制度の概要

➤消費者被害を防止し、クレジット取引を健全に発展させるためには、法律上の義務に加え、クレジット業界が、自主的に消費者被害の防止に取り組むことが重要。

➤このため、適正に業務を行うための能力、財産等を有する団体を、法に基づく自主規制団体（認定割賦販売協会）に認定し、自主規制ルールの策定や、それに基づく指導、苦情の処理を行う。

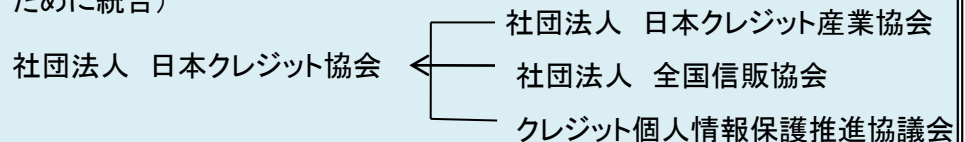


平成21年12月1日
(社)日本クレジット協会を
認定割賦販売協会として認定

社団法人 日本クレジット協会について

1. 設立年月日 平成21年4月1日

既存の業界3団体（下記）が、改正法の下で自主規制体制を強化するために統合）



2. 事業内容

- 割賦販売法や個人情報保護法などの法令に沿った社内体制を構築するための会員への助言、指導等
- 消費者被害の防止やクレジット取引の健全な発展を目的とした自主ルールの作成
- クレジット取引に係る消費者などからの相談対応、苦情処理等
- 加盟店の苦情等に関する情報交換制度の運営

3. 会員数

1,100社

（三菱UFJニコス、三井住友カード、JCB、トヨタファイナンス等）

（平成21年12月現在）

7. その他 自主規制団体の創設(加盟店情報交換制度)

◎ 割賦販売法に基づく加盟店情報交換制度

消費者保護の観点から、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録・利用することが義務付けられ、加盟店情報交換制度が構築された。(法第35条の20、法第35条の21)

◎ 加盟店における悪質な行為による被害の未然防止及び拡大を防止

加盟店情報交換制度は、加盟店による悪質な行為によって、お客様に被害が生ずることのないよう情報の集約・共同利用を図ることにより、被害の未然防止及びその拡大を防止するためのもの。

◎ 利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録

加盟店情報交換制度に加盟するクレジット会社が、消費者からの苦情に基づき事実確認をした結果、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報は、認定割賦販売協会 社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換センターに登録され、加盟するクレジット会社間で共同利用される。

◇ 利用者等の保護に欠ける行為とは (主な事例)

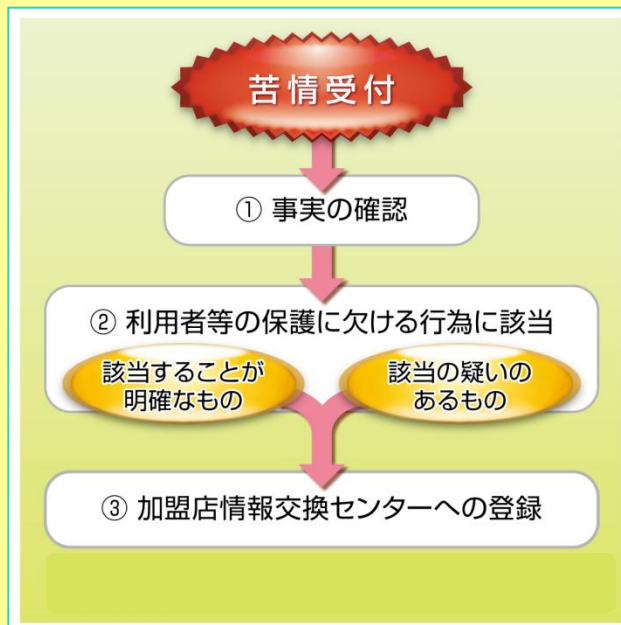
[販売勧誘に関するもの]

- ・事実に基づかない言動
- ・お客様を誤認させるような言動
- ・重要事項の不告知 など

[契約解除に関するもの]

- ・一方的な相談拒否をすること
- ・正当な理由がないにも関わらず返品・キャンセルを拒否する。など

苦情の登録の流れ



- ① クレジット会社は、苦情を受け付けた後、苦情申出者及び加盟店に事実の確認を行う。
- ② 事実確認の結果、加盟店において、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報は、苦情情報として加盟店情報交換センターへ登録される。
- ③ 加盟店情報交換センターへ登録された情報は、加盟するクレジット会社間で利用される。

7. その他 自主規制団体の創設(加盟店情報交換制度)

	加盟店類型	加盟店情報交換制度への報告	
		報告時期	報告内容
個別クレジット	特商法5類型	加盟店の勧誘行為調査における苦情対応調査を行った場合	調査の事実及び事由 (当該加盟店の名称、住所等の基礎的情報を含む。以下、同じ。)
		購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として加盟店契約を解除した場合	契約解除の事実及び事由
	上記以外 (店舗等)	苦情処理における調査を行った場合	調査の事実及び事由
		購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として加盟店契約を解除した場合	契約解除の事実及び事由
包括クレジット	オンアス (特商法5類型、店舗等)	苦情処理における調査を行った場合	調査の事実及び事由
		購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として加盟店契約を解除した場合	契約解除の事実及び事由

7. その他 割賦販売法に規定する罰則

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	無登録営業 名義貸しの禁止違反
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、クレジットカード等購入あっせん業者等によるカード番号等の第三者への提供・盗用(又は不正取得) 等
2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又は併科)	カード等の交付等の禁止命令違反 業務停止命令違反 指定信用情報機関の情報漏洩 等
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	カード等の譲受等禁止違反
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	認定割賦販売協会の秘密保持義務違反
100万円以下の罰金	改善命令違反 認定割賦販売協会の情報提供義務違反 等
50万円以下の罰金	取引条件の表示・書面交付義務違反 調査(支払能力、勧誘販売方法)義務違反 立入検査の拒否・妨害・忌避 等
30万円以下の罰金	変更届出・変更登録義務違反 等
過料	認定割賦販売協会の社員名簿縦覧義務違反 認定割賦販売協会の名称使用制限違反 等

8. まとめ I

～包括クレジット～

(*) 印は、平成20年改正により変更等された規定。

【包括クレジット】

(1) 行為規制

- ①カード交付時等の取引条件の表示義務等
- ②商品購入時等の書面の交付義務
- ③支払可能見込額の調査義務及びこれを超えるカード交付等の原則禁止 (*)
- ④個人情報の取扱い、業務委託の適確な遂行、苦情の適切・迅速な処理 (*)
- ⑤クレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号
保有業者への指導 (*)

(2) 民事ルール

- ①契約解除等の制限
- ②契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限
- ③抗弁権の接続

(3) 行政上の措置

- ①開業規制(登録制度) (*)
登録要件の中に暴力団排除等を追加
- ②行政監督(報告徴収、立入検査) (*)
報告・検査事項を追加
- ③行政処分(改善命令) (*)

8. まとめⅡ ～個別クレジット～

(*) 印は、平成20年改正により変更等された規定。

【個別クレジット】

(1) 行為規制

- ①特定商取引に係る与信契約の申込書面及び契約締結書面の交付義務 (※)
(加盟店を通じた交付も可能)
- ②支払可能見込額の調査義務及びこれを超える与信の原則禁止 (※)
- ③加盟店の勧誘行為等の調査義務及び違法勧誘に係る与信の原則禁止 (※)
- ④個人情報取り扱い、業務委託の適確な遂行、適合性原則に照らした業務の実施及び苦情の適切・迅速な処理 (※)

(2) 民事ルール

- ①与信契約のクーリング・オフ (※)
- ②契約解除等の制限
- ③契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限
- ④抗弁権の接続
- ⑤過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等 (※)
- ⑥不実告知等による与信契約の申込み又はその承諾意思表示の取消し (※)

(3) 行政上の措置

- ①開業規制(登録制度) (※)
- ②行政監督(報告徴収、立入検査) (※)
- ③行政処分(改善命令及び業務停止) (※)

ありがとうございました

※参考資料

1. 割賦販売法施行令
2. 割賦販売法施行規則の改正について

※WEBサイト

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/11kappuhanbaihou.htm>

※政府インターネットテレビ「暮らしの安全・安心」
チャンネル

「クレジット契約の取引ルールが変わります」

<http://nettv.gov-online.go.jp/>

をご覧ください。